

都道府県における獣害対策の実施体制とその変遷 — 近畿 6 府県を事例に —

Wildlife Management System and its Transformation in Prefectures -A Case Study of Prefectures in Kinki Area-

○岸岡智也*, 橋本 禪**, 星野 敏**, 九鬼康彰**

○KISHIOKA Tomoya, HASHIMOTO Shizuka, HOSHINO Satoshi and KUKI Yasuaki

1. はじめに

野生動物による農林業への被害の拡大が問題となっており、そのような状況の中で獣害対策における国や都道府県、市町村の役割は変化してきている。本研究ではその中でも被害対策の具体的な計画策定や調整を行う立場にある都道府県の役割に着目した。都道府県における野生動物保護管理には環境部局、農・林行部局等、複数の部局が関係し、これら関係部局間の連携の重要性が指摘されている¹⁾が、実際の各部局の特徴やその役割分担についての研究は少ない。そこで本研究では近畿 6 府県を事例に、各府県における獣害対策の実施体制の現状やその変遷について調査を行い、各部局や体制の特徴を明らかにすることを目的とし、そこから都道府県の果たすべき役割や機能について考察した。

2. 研究方法

本研究では、近畿 6 府県の行政担当部局を対象としたヒアリング調査を 2011 年 10 月から 2012 年 2 月にかけて実施した。そこでは各担当部局の所管業務や権限などの獣害対策の実施体制の現状、法律の所管や権限の委譲についての時系列的な経緯、について把握した。これらをもとに各担当部局の特徴とそれら部局間の役割分担、国の施策や法律との関係を明らかにした。なお、本研究では対象 6 府県のすべてで深刻な農作物被害の発生しているイノシシ、シカ、ニホンザルを対象とした。

3. 結果と考察

部局とその特徴
獣害対策の担当部局は Fig.1 に示すように、大きく「環境部局」「農業部局」「林務部局」に分けられた。ヒアリングよりこれら各部局の特徴として、①農業部局：出先機関を持ち、普及指導員等を通じて市町村や地元

	環境部局	農業部局	林務部局	その他
和歌山	環境生活部 環境生活総務課 自然環境室	農林水産部 果樹園芸課 農業環境・鳥獣害対策室		
滋賀	琵琶湖環境部 自然環境保全課 野生動物担当	農政水産部 農業経営課 水田農業・獣害対策担当		
兵庫	環境創造局 自然環境 保全課野生鳥獣係	農政環境部 農林水産局 果樹園芸課		森林動物研究センター
奈良		農林水産部 農業水産振興課	森林整備課 鳥獣保護係	
京都		農林水産部 森林保全課 野生鳥獣担当		
大阪		農政室 整備課	農政環境部	動物愛護畜産課 野生動物グループ

Fig.1 各府県における被害対策体制
Wildlife management system in each prefecture.

住民との関係を持つが、捕獲権限等が集中すると、被害軽減の観点から過剰な捕獲が行わ

* 京都大学大学院農学研究科 Graduate School of Agriculture, Kyoto University

** 京都大学大学院地球環境学堂 Graduate School of Global Environmental Studies, Kyoto University

Keywords: 獣害, 野生動物保護管理, 地方自治体

れる危険性がある，②環境部局：野生動物保護の観点から適切な保護管理の計画を作成することが出来る一方，出先機関を通じての地元住民とのつながりを持たない，③林務部局：出先機関により市町村との関係を持つが，地元住民との関係は弱い，ことが明らかになった。

さらに，獣害対策に関わる各業務のうち，主となる「鳥獣保護法における計画策定」「狩猟管理（有害鳥獣捕獲を含む）」「鳥獣害防止特別措置法所管」「被害防除」の4項目について担当部局を整理したものを Fig.2 に示す。京都府を除いて，2つの部署にわたって業務が分担されていた。和歌山県，滋賀県では農業部局に獣

害対策専門の担当が設置されており，特に和歌山県では農業部局の役割が大きい。また，奈良県，京都府では農林部局全体で対策本部が設置されているなど，複数の部局が役割をもつ体制がとられていた。兵庫県は専門の研究機関を持つ点が大きな特徴である。

国の施策や法律との関係 2008年に制定された鳥獣害防止特別措置法は有害鳥獣捕獲の許可権限の市町村への委譲を認めているが，近畿各府県では特措法が制定される以前に，地方分権化の流れの中で権限委譲が進められてきた。また，現在，環境部局やその他部局が鳥獣保護法を所管している和歌山県，滋賀県，兵庫県，大阪府においても，それ以前の所管の林務部局から移管されたのは，同法律が林野庁から環境庁（現環境省）へ移管された時期（1971）とは異なる（Table 1）。都道府県は，国の施策や法律に従うだけでなく，その裁量の範囲内で独自に体制を模索してきたと考えられる。

獣害対策において都道府県の果たす役割 鳥獣害防止特別措置法の制定や権限の委譲等により獣害対策の実施主体として市町村の役割が大きくなる中で，今後は都道府県では対策実施のための明確な計画策定や目標設定の役割がより求められるようになるだろう。そのためには，市町村や地元住民との関係，被害の軽減と野生動物保護の2つの観点のバランスなどの中で，それぞれの特徴や機能をもつ複数の部局間の連携や研究機関の充実などを各都道府県の実情に合わせて進めていくことが重要になると考えられる。

4. おわりに

本研究では都道府県の獣害対策行政における部局間の関係性について考察を行った。その結果，複数の担当部局が関わっておりそれらの役割の分担や連携の方法にはいくつかの形が見られることがわかった。さらに各部局はそれぞれ異なった特徴を持ち，これらの特徴をうまく組み合わせることが重要であることが示唆された。

引用文献

環境省 野生鳥獣保護管理検討会（2004）：野生鳥獣保護管理検討会報告書～新たな野生鳥獣保護管理に向けて～



Fig.2 各府県における各部局の役割
Roles of each division in each prefecture.

Table 1 各府県における獣害対策体制の変遷
Ages of transformation of wildlife management system in each prefecture

	有害鳥獣捕獲許可権限 の市町村への委譲	鳥獣保護法の林務部局 から環境部局への移管
和歌山	2000年	1996年
滋賀	2006年	不明
兵庫	1994年	2000年
奈良	2000年	-
京都	2002年	-
大阪	1999年	2005年